

新型コロナウイルス感染症に関する情報、健保第2弾ということで、厚生労働省のホームページに掲載されているQ&Aについてご紹介いたします。

★ **症状がある場合の相談や、新型コロナウイルス感染症に対する医療**

(1) **熱や咳があります。どうしたらよいでしょうか？**

相談・受診の目安として公表の下記条件に当たる方は、最寄りの保健所等に設置される「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

① **風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合** (解熱剤を飲み続ける治療を含む)

② **強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合**

高齢者を始め、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患の慢性閉塞性肺疾患)等がある方や、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

③ **風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続く場合**

④ **強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合**

(2) **「帰国者・接触者相談センター」は何をするところ？**

「帰国者・接触者相談センター」では、皆さまから電話での相談を受けて感染が疑われると判断した場合には、帰国者・接触者外来へ確実に受診して頂けるよう調整します。

その場合には、同センターより勧められた医療機関で受診する。複数の医療機関を受診することは控える。

同センターで感染の疑い無しと判断された場合、これまで同様掛り付け医を受診できます。その場合、肺炎症状を呈する等、診察した医師が必要と認める時は、再度同センターと相談の上、受診を勧められた医療機関で、コロナウイルスのPCR検査を受けて頂きます。

同センターは、全ての都道府県に設置され、24時間対応しています。

下記のホームページを参照

<各都道府県が公表している、帰国者・接触者相談センター>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

★ **PCR検査**の検査体制は増えていますが、「検査がしたくても保健所で断られやってもらえない」との指摘があります。保険適用が始まるとどのように変わるのでしょうか？

検査体制能力は、国立感染症研究所・検疫所に加え、地方衛生研究所、民間検査会社や大学等の協力を得ながら、1日6,000件程度となっており、3月末には7,000件を超える検査能力が確保される見込みです。

既に、PCR検査に医療保険を適用します。適用により、帰国者・接触者相談センターに相談(24時間対応)し、センターから紹介された帰国者・接触者外来で検査が必要とされた時は保健所を経由することなく、民間の検査機関に直接、検査依頼を行うことが可能となります。民間検査機関の検査能力も大幅に増強され、より多数の検査を実施することが可能です。加えて、掛り付け医や一般のクリニックから、PCR検査が必要と判断された場合にも、保険適用検査を受けれます。この場合、帰国者・接触者外来に連絡し、検査の場所・日時の調整が行われます。地域の検査能力に限界があるために断られるということがないように、試薬の広域的な融通を図り、必要な検査が各地域で確実に実施できるよう、国がこれまでも増して緊密に仲介します。こうした取組を総動員することで、係り付け医など、身近にいる医師が必要と考える場合には、全ての患者の皆さんが、PCR検査を受けれる十分な体制となります。